

令和3年度公共空間社会実験事業実施業務 提案募集要領

1 業務名

令和3年度公共空間社会実験事業実施業務

2 趣旨

本提案募集要領は、「令和3年度公共空間社会実験事業実施業務委託」（以下、「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

本市では、「まちなかで住み、楽しみ、働く拠点づくり」をテーマとして本市の中心拠点となる中心市街地を形成するための指針として「島田市中心市街地活性化基本計画」を策定し、まちづくりに取り組んでおり、現在、中心市街地内の駅前緑地をターゲットに公共空間の活用を図る施策を展開している。民間事業者が公の支援、あるいは自らの力を発揮したイベントを開催する中で、開催時にはにぎわいが生まれるが、通常時のにぎわい創出につながらないことが大きな課題となっている。

公共空間の活用は新型コロナウイルスの感染対策としても注目を集めている。日常的なワークスペースと地域の憩いの場が融合され、3密を回避できるパブリックスペースとして期待されるなど、様々な可能性が広がっている。

近接するJR島田駅は年間で約200万人が利用しており、日常的なにぎわいにつながるポテンシャルを秘めている、最寄りとなる駅前緑地を核に、民間の先進的なアイデアを取り入れた公募型社会実験を実施することで、まちなかの日常的なにぎわい創出と過ごしたくなるまちなかづくりに必要なデータ、知見を得る。

3 業務対象範囲

駅前緑地及びその周辺

4 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 実施計画書の作成

実験実施にあたり、実施計画書を作成し、本市の承認を受けるものとする。

実施計画書には、実施箇所、内容、スキーム、スケジュール、調査の実施方法及び管理・運営体制、周辺の事業者や地域住民との連携方法等を記載する。

(2) 社会実験の実施及び調査

① 社会実験の実施

業務対象範囲の公共空間を活用し、以下の実施内容（案）や他市の公共空間活用方法を参考に、新たな活用方法の企画を提案し、運営するものとする。

○事業内容（案）

【公園内環境の整備】

- ・公園内でのテレワーク環境の整備
- ・過ごしたくなる環境の整備（ベンチや人工芝等の設置）

【周辺店舗等との連携】

- ・キッチンカー等出店希望者への出店機会の創出（イベント以外での出店機会の創出）
- ・公園を軸とした周辺店舗と連携を強化する取組（連携したイベントの開催や公園周辺店舗のガイドブック作成など）
- ・民有地（空き地、駐車場）の活用及び連携

など

② 実施期間

実験実施期間は、令和4年3月21日（日）までの期間とする。

③ 調査の実施

社会実験の効果を検証するため、実験実施に係る関係者へのアンケート調査や滞在者数調査、周辺店舗の売上の推移に係る調査等を実施するものとする。なお、調査内容については企画提案書を原案とし、市と協議の上決定する。

④ 関係機関協議

実験実施に当たり、公園管理者、警察等関係機関との協議に必要な資料を作成するものとする。なお、許可申請等は業務の進捗に併せて市が行う。

⑤ 必要備品等に関する考え方

実験実施に際しての必要な備品等については、その内容、数量、調達方法等について市と協議の上、決定するものとする。民間駐車場等の賃借料や備品の賃借（レンタル）料、購入費については原則受託者が負担する。

なお、市が所有し、貸し出しの可能な備品等は別紙のとおり。

(4) 報告書作成

上記の結果を踏まえ、今後の公共空間活用への提言を含め、報告書として取りまとめる。

5 成果品

本業務に伴う成果品は、次の通りとする。

- (1) 報告書 A4版 3部
- (2) 電子データ 1式（CD-R又は同等以上の電子媒体）

6 参加条件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 島田市の入札参加資格を有する者であること。

(3) 島田市入札参加制限等措置要綱による指名停止措置期間中の者でないこと。

※複数の者で構成する団体等の場合は、すべての構成員が上記の条件を満たすこと。

7 スケジュール

参加要領の公表	令和3年6月2日(水)
質問受付期間	令和3年6月2日(水)～6月9日(水) 午後3時まで
提案書提出期限	令和3年6月25日(金) 午後3時まで(必着)
発注候補者決定	令和3年6月30日(水) 予定
発注協議	令和3年7月1日(木)～
契約締結	令和3年7月中旬 予定

8 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する場合には、提案参加申込書(様式1)及び企画提案書を同時に提出することとする。提出期間は、令和3年6月2日(水)から令和3年6月25日(金)午後3時までとする(必着)。

9 提案内容

上述の業務内容に基づき、以下の提案を書面にて求める。提案書はカラーA4サイズで正本1部、副本5部調製し令和3年6月25日(金)午後3時までに、島田市役所産業観光部商工課に提出すること。なお、副本には、企画提案参加者を特定・識別できるような商号、名称、記号等を記載しないこと。

- (1) 社会実験のコンセプトや特徴を明記した企画書(審査は業者名を伏せて実施するため、企画書の表紙以外に提案者が特定される事項を記載しないこと。)
- (2) 社会実験のイメージ(例:現場写真へのCG書き込みなど)
- (3) 社会実験実施時の作業体制、危機管理体制
- (4) 調査実施内容
- (5) 一連の業務に係る請負金額の見積書(業務ごとの明細を含む)
- (6) 業務工程表(予定、見込可)
- (7) 実施体制調書(様式2)

10 提案審査

- (1) 庁内審査委員による提案書類審査を行うこととする。
- (2) 評価点が最も高い者を受注候補者とする(受注候補者との協議を経て仕様書を作成し、随意契約を締結する考えである。)
- (3) 評価点が受注候補者に次ぐ者を次点者とし、受注候補者との協議が整わなかった場合において協議を行うこととする。
- (4) 審査結果は令和3年7月1日(木)まで(予定)に参加者全員にメールにて連絡す

ることとする。

(5) 審査基準

審査項目	評価視点
基本姿勢	本業務の趣旨・目的等を十分に理解した上での実施方針となっているか。
事業内容全体	事業内容に実現性があるか。 新型コロナウイルスの感染拡大防止を念頭に置いた提案内容となっているか。
実験企画内容	公共空間を生かした提案内容となっているか。 日常的なまちなかのにぎわい創出につながる提案内容となっているか。
調査内容	今後の事業展開につながる調査内容となっているか。
業務実施体制	業務遂行のために必要な実施体制を用意しているか。 担当者が専門知識、経験、資格等を有しているか。
業務行程	各種申請等を理解した行程となっているか。 無駄のない効率的な行程となっているか。
安全管理	安全に配慮されているか。 事故対応が練られているか。
業務見積額	見積金額が提案内容に対して妥当か

(6) 審査内容に係る質問には応じないこととする。

11 概算経費上限

本業務に係る経費の上限は、2,950千円（消費税込）とする。

※金額は提案内容の規模を示すものであり契約時の金額を示すものではない。

12 業務提案に係る補足・指示事項

- ・業務内容の詳細は、提案内容を元に発注者と受注候補者との協議の上決定するものとする。
- ・提案企画の内容は、発注後の協議で変更する可能性がある。
- ・発注者の意向で業務に関わる事業協力者（団体、個人）との連携内容については、発注前（契約前）協議で明示する。
- ・提案を補足する資料（サンプル動画や資材カタログなど）の提出は妨げない。

14 業務実施において補足・指示する事項

- ・事業実施に際し、公園内に車両の乗入等を要する場合は、事前に発注者と協議をすること。

- ・発注者が行う公園管理者や警察などへの申請や届出に際し、図面等必要書類の作成について協力すること（ただし、電気工事に係る申請は受注者をお願いする。）。
- ・事業実施期間中、荒天時の安全確保に努めること。
- ・備品等の設置・撤去等の際は、通行者の安全確保はもちろん、作業員の安全管理を徹底すること。
- ・備品等を設置する際には、歩行者等が触れることを想定し、安全性や悪戯防止に考慮するとともに、一般利用者の妨げとならないように留意すること。
- ・公園内でイベント等が実施される際、主催者が備品等の撤去を望む場合はそれに応じること。
- ・本業務におけるデザインや企画などに関する著作権及びその他無形財産権は全て市に帰属するものとする。
- ・本業務に関し、第三者の権利が設定されたものを使用する場合は、受託者の負担において権利者への許諾申請及び使用料の支払いを行うこと。その際、市の広報用の利用を可能とすること。
- ・イベント実施の場合、イベント保険に加入すること。
- ・業務報告書を作成すること。

15 成果物

- ・業務完了後、業務の過程及び実績を含めた業務報告書1部及び電子データを提出すること。

16 問い合わせ、質疑等

- ・本業務の担当窓口は下記のとおり

<p>島田市 産業観光部 商工課 商業・まちなか活性化係 担当 中嶋潤 TEL0547-36-7164(直通) E-mail : syoukou@city.shimada.lg.jp</p>

- ・提案に係る質疑は下記によること
- (1) 質問は、上記枠内のアドレスに対し、令和3年6月9日(水)までにメールにて行うこと（様式は任意でかまわない。）。
- (2) 質問の回答は、参加者全員にメールにて連絡するものとする。

17 その他

- ・企画提案に関する経費は、すべて応募者の負担とする。
- ・提出された書類の返却は行わない。
- ・提出された書類の追加・差し替えは認めない。ただし、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求める場合がある。